

佐賀県建設DX加速化事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、建設現場の生産性向上を図るため、佐賀県ICT活用工事に必要な機器を導入する補助事業者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することとし、その補助金については、佐賀県補助金等交付規則（昭和53年佐賀県規則第13号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

(補助対象経費及び補助率)

第2条 補助金の交付の対象経費及びこれに対する補助率（補助金額）は、次の表のとおりとする。

(1) ICT建設機械等の購入に要する経費

対象経費	補助率（補助金額）
・ ICT建設機械の購入に要する経費 ・ ICT後付け機器の購入に要する経費	3分の2（300万円）以内
・ 3次元測量機器の購入に要する経費 ・ 3次元測量機器搭載用ドローンの購入に要する経費	3分の2（200万円）以内

(2) 操作研修に要する経費

対象経費	補助率（補助金額）
・ 前号の補助を受けるICT建設機械等の操作研修に要する経費	3分の2（5万円）以内

- 2 前項第1号の対象となるICT建設機械等は、令和4年4月1日以降に販売事業者と売買契約を締結したものに限る。
- 3 第1項第2号の対象となる操作研修は、同項第1号の補助を受けるICT建設機械等が納入された後速やかに実施される操作研修に限る。

(補助事業者)

第3条 この補助金の対象となる者は、県内に主たる事業所を有し、佐賀県建設工事等入札参加資格（建設工事、測量、建築関係建設コンサルタント、土木関係建設コンサルタント又は地質調査業務）を有する者とする。

2 補助事業者は、自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者であってはならない。

(1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

- (2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）
 - (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - (4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- 3 補助事業者は、前項第2号から第7号までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人であってはならない。
- 4 補助事業者は、申請の対象となる経費について他の補助金等を受給してはならない。

（補助金の交付申請）

第4条 規則第3条第1項に規定する補助金交付申請書は、様式第1号のとおりとする。

- 2 前項の補助金交付申請書の提出期限は知事が別に定める日とし、その提出部数は1部とする。
- 3 規則第4条第3項に規定する補助金等の交付の申請が到達してから当該申請に係る補助金の交付の決定をするまでに通常要すべき標準的な期間は、30日とする。

（補助金の交付の条件）

第5条 規則第5条の規定により補助金の交付に付する条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 規則及びこの要綱の規定に従うこと。
 - (2) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容を変更する場合には、知事の承認を受けること。ただし、補助金額に変更がなく、補助対象経費の区分間の20%以内の金額の変更については、この限りでない。
 - (3) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けること。
 - (4) 補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
 - (5) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業完了後5年間保管すること。
- 2 前項第2号の規定により、知事に変更の承認を受けようとする場合の変更承認申請書は、様式第2号のとおりとする。
- 3 第1項第3号の規定により、知事に中止又は廃止の承認を受けようとする場合の中止（廃止）承認申請書は、様式第3号のとおりとする。

(実績報告)

第6条 規則第12条第1項に規定する実績報告書は、様式第4号のとおりとする。

2 前項の実績報告書の提出期限は知事が別に定める日とし、その提出部数は1部とする。

(補助金の交付)

第7条 規則第15条第1項に規定する補助金交付請求書は、様式第5号のとおりとする。

(交付決定の取消し等)

第8条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、額の確定の有無にかかわらず補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助事業者が補助金を他の用途に使用したとき。
- (2) 補助金の交付の内容、条件、その他法令等又は指示に違反したとき。

2 知事は、補助事業者が第3条第2項から第4項までの規定に該当することが判明したときは、前項の規定を準用する。

3 補助事業者は、前2項の規定により、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消された場合において既に補助金の交付を受けているときは、当該補助金の全部又は一部を返還しなければならない。

(財産の処分の制限)

第9条 規則第22条第2号に規定する財産（以下「財産」という。）は、次に掲げるとおりとする。

- (1) ICT建設機械
- (2) ICT後付け機器
- (3) 3次元測量機器
- (4) 3次元測量機器搭載用ドローン

2 規則第22条ただし書きの規定による財産の処分の制限とする期間は、次のとおりとする。

財産名	財産処分の制限をする期間
ICT建設機械	6年
ICT後付け機器	5年
3次元測量機器	5年
3次元測量機器搭載用ドローン	5年

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年度分の補助金から適用する。

令和 年 月 日

佐賀県知事 様

(申請者)

所在地 _____

商号又は名称 _____

代表者 _____

担当者 _____

連絡先 _____

佐賀県建設DX加速化事業費補助金交付申請書

佐賀県建設DX加速化事業費補助金について、補助金_____円の交付を受けたいので、佐賀県補助金等交付規則及び佐賀県建設DX加速化事業費補助金交付要綱の規定により、関係書類を添えて申請します。

1 交付申請額

補助対象経費	金	円
補助金申請額	金	円

2 事業完了予定年月日 令和 年 月 日

3 添付書類

- (1) 導入計画書（別紙）
- (2) 選定通知書の写し

導入計画書

1 当該補助事業に係る実施予定

(1) 実施予定期間

売買契約予定日 又は 売買契約日 年 月 日
 (※いずれかに○を付けてください。)

納入予定日 又は 納入日 年 月 日
 (※いずれかに○を付けてください。)

(2) 導入予定機器等及びその活用方法、見込まれる効果

機器等の名称	活用方法	見込まれる効果

2 事業に要する経費

項目	経費	うち補助対象経費	備考
	円	円	
計	円	円	

3 県費補助金の計算

補助限度額	補助対象経費計の3分の2相当額	県費補助金
円	円	円

※ 県費補助金は、補助限度額と補助対象経費計の3分の2相当額のうち低い方とする。

4 収支予算書

(収入)

項目	予算額	備考
県費補助金	円	
事業者負担分		
計	円	

(支出)

項目	予算額	備考
	円	
計	円	

令和 年 月 日

佐賀県知事 様

（申請者）

所在地 _____

商号又は名称 _____

代表者 _____

担当者 _____

連絡先 _____

佐賀県建設DX加速化事業費補助金変更承認申請書

令和 年 月 日付け建設技第 号で交付決定の通知があった佐賀県建設DX加速化事業費補助金について、下記理由により事業の内容及び経費の配分を変更し〔金 円
の追加交付（減額承認）を受け〕たいので、佐賀県補助金等交付規則及び佐賀県建設DX加速化
事業費補助金交付要綱の規定により、関係書類を添えて申請します。

1 変更理由

2 添付書類

- (1) 変更導入計画書（別紙）
- (2) その他知事が必要と認める書類

（注）金額の変更のない変更申請の場合は〔 〕の分は消去すること。

変更導入計画書

1 当該補助事業に係る実施予定

(1) 実施予定期間

(変更前) 年 月 日 ~ 年 月 日

(変更後) 年 月 日 ~ 年 月 日

(2) 導入予定機器等及びその活用方法、見込まれる効果

機器等の名称	活用方法	見込まれる効果
(変更前)		
(変更後)		

(3) 事業日程

日程	内容	備考
(変更前)		
(変更後)		

2 事業に要する経費

項目	経費	うち補助対象経費	積算内訳
(変更前)	円	円	
計	円	円	
(変更後)	円	円	
計	円	円	

3 県費補助金の計算

補助限度額	補助対象経費計の3分の2相当額	県費補助金
(変更前) 円	円	円
(変更後) 円	円	円

※ 県費補助金は、補助限度額と補助対象経費計の3分の2相当額のうち低い方とする。

4 収支予算書

(収入)

項目	予算額	備考
(変更前)		
県費補助金	円	
事業者負担分		
計	円	
(変更後)		
県費補助金	円	
事業者負担分		
計	円	

(支出)

項目	予算額	備考
(変更前)		
	円	
計	円	
(変更後)		
	円	
計	円	

令和 年 月 日

佐賀県知事 様

(申請者)

所在地 _____

商号又は名称 _____

代表者 _____

担当者 _____

連絡先 _____

佐賀県建設DX加速化事業費補助金中止（廃止）承認申請書

令和 年 月 日付け建設技第 号で交付決定の通知があった佐賀県建設DX加速化事業費補助金について、下記の理由により、中止（廃止）したいので、佐賀県補助金等交付規則及び佐賀県建設DX加速化事業費補助金交付要綱の規定により申請します。

1 交付申請額

補助対象経費	金	円
補助金申請額	金	円

2 中止（廃止）理由

令和 年 月 日

佐賀県知事 様

（申請者）

所在地 _____

商号又は名称 _____

代表者 _____

担当者 _____

連絡先 _____

佐賀県建設DX加速化事業費補助金実績報告書

令和 年 月 日付け建設技第 号で交付決定の通知があった佐賀県建設DX加速化事業費補助金について、補助事業を実施したので、佐賀県補助金等交付規則及び佐賀県建設DX加速化事業補助金交付要綱の規定により、関係書類を添えて報告します。

添付書類

- (1) 導入実績書（別紙）
- (2) 契約書の写し
- (3) 領収書等の支払いを証する書類の写し
- (4) 財産管理台帳の写し
- (5) 導入したICT建機等の写真
- (6) その他知事が必要と認める書類

別紙

導入実績書

1 当該補助事業に係る実施状況

(1) 実施期間

売買契約日 令和 年 月 日 ～ 納入日 令和 年 月 日

(2) 導入機器等の名称

2 事業に要した経費

項目	精算額	うち補助対象経費	備考
	円	円	
計	円	円	
	予算額	うち補助対象経費	

3 収支精算

(収入)

項目	精算額	予算額	備考
県費補助金	円	円	
事業者負担分			
計	円	円	

(支出)

項目	精算額	予算額	備考
	円	円	
計	円	円	

令和 年 月 日

佐賀県知事 様

(申請者)

所在地 _____

商号又は名称 _____

代表者 _____

担当者 _____

連絡先 _____

佐賀県建設DX加速化事業補助金交付請求書

令和 年 月 日付け建設技第 号で額の確定の通知があった佐賀県建設DX加速化事業補助金について、下記金額を交付されるよう佐賀県補助金等交付規則及び佐賀県建設DX加速化事業補助金交付要綱の規定により請求します。

記

請求額 金 円

振込銀行名	銀行		支店
口座種別	普通 ・ 当座	口座番号	
【フリガナ】 口座名義	【 】		